プロジェクト　バーチャル PPA に係る会計上の取扱い

項目　第 172 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 172 回実務対応専門委員会（2025 年 9 月 25 日開催）において、実務対応報告「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」の文案について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 実務対応報告の文案について聞かれた意見

2. 実務対応報告の文案（以下「文案」という。）第 2 項における「概ね」という表現は、適用対象となる契約について揺らぎを設けるために記載されたものと理解している。特定卸供給事業者（アグリゲーター）等が関わる取引についても契約の中身は確たるものにはならない可能性があるため、文案の第 3 項にも同様に揺らぎを設ける方がよいと考える。

3. 文案の第 6 項ただし書きにおける「信頼性をもって測定できるようになるまで費用処理を行わないことができる」という表現では、信頼性をもって測定できることが必ずしも費用の認識要件になっていないように読めると考える。一方、文案の BC28 項では信頼性をもって測定できることは費用の認識要件の 1 つである旨の記載がなされているため、表現が整合していないと考える。

4. 文案の BC14 項では「第 3 項(1)から(3)のとおり一定の要件を定め」と表現されている一方で、文案の BC9 項では「第 2 項及び第 3 項に掲げる特徴」と表現されている。文案の第 3 項(1)から(3)の定めが要件であるのか特徴であるのかについて確認したい。

5. 文案の BC22 項など、文案の第 2 項を参照する記載について、文案の第 3 項も参照する必要はないかご検討いただきたい。

6. 文案の BC29 項の第 1 段落においては、修正後発事象として修正を行う必要はないという記載がなされている一方で、第 2 段落のただし書きにおいては、重要性に応じて修正することが考えられるという記載がなされている。修正後発事象に該当しないということであれば、第 2 段落では「修正」ではなく「変更」等の表現に見直すことが考えられる。

7. 文案の BC39 項の親会社の個別財務諸表における会計処理の記載に関して、未履行の状態

で資産及び負債の両建てを行うという取扱いがなされるとの理解でよいか確認したい。

8. 文案のBC45項における「追加情報として開示することは妨げられない」という表現について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の五では「注記しなければならない」という表現が用いられているため、整合していないと考える。

以　上